第九条第一項第一号中「又は特別支援学校」を「、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」に改め、同号中「以下」を削り、同項第三号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）

第九条第二項第二号イ中「（平成十八年法律第七十七号）」を削り、「第七条第一項」を「第二条第六項」に改め、「認定こども園」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。）」を加える。

附　則

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

2　この省令による改正前の免許状更新講習規則（以下「旧省令」という。）第四条第一項第一号の事項について履修認定を受けた者は、この省令による改正後の免許状更新講習規則（以下「新省令」という。）第四条の表必修領域の項及び選択必修領域の項に掲げる事項について履修認定を受けた者とみなす。

3　旧省令第四条第一項第二号の事項について履修認定を受けた者は、新省令第四条の表選択領域の項に掲げる事項について履修認定を受けた者とみなす。

○経済産業省令第四十七号

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十五号）の施行に伴い、及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第五条第六項の規定に基づき、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

経済産業大臣　小渕　優子

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を削り、第五条を第六条とする。

第二条第一項中「第六条第一項」を「第八条第一項」に、「様式第一」を「様式第四」に改め、同条を第五条とする。

第一条第一項中「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項」を「法第七条第一項」に、「様式第一」を「様式第三」に改め、同条を第四条とし、同条の前に次の三条を加える。

（経営発達支援計画に係る認定の申請）

第一条　商工会又は商工会議所が商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により経営発達支援計画に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣に、様式第一による申請書及びその写し二通を提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書

二　当該経営発達支援計画について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し

（経営発達支援計画の変更に係る認定の申請）

第二条　商工会又は商工会議所が法第六条第一項の規定により経営発達支援計画の変更に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣に、様式第二による申請書及びその写し二通を提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　経営発達支援計画の実施状況を記載した書類

二　当該変更について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し

三　当該変更に伴い前条第二項に掲げる書類に変更があったときは、その変更に係る書類

（認定経営発達支援計画の公表）

第三条　経済産業大臣は、法第五条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた商工会又は商工会議所の名称及び当該認定経営発達支援計画の内容を公表するものとする。

様式第一（第一条関係）

経営発達支援計画に係る認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所

名称及び代表者の氏名　　印

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

1　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

2　申請者名は、2以上の商工会又は商工会議所が共同して経営発達支援計画を作成する場合においては、全ての商工会又は商工会議所の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。

3　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

（別表1）

経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

経営発達支援事業の内容及び実施期間
(1)経営発達支援事業の計画実施期間（　年　月～　年　月）
(2)経営発達支援事業の内容

（別表2）

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制					（　年　月現在）
(1)組織体制					
(2)連絡先					

（別表3）

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	年度（年月以降）	年度	年度	年度	年度
必要な資金の額					

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。